

北海道土地利用審査会関係法令等

- ・北海道土地利用審査会委員名簿（第18期）
- ・国土利用計画法
- ・国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針について
- ・北海道土地利用審査会条例
- ・北海道土地利用審査会運営規程

北海道土地利用審査会委員名簿（第18期）

（五十音順、令和7年10月30日現在）

氏名	職業等	選任分野
及川 広樹	林業（北海道森林組合連合会理事）	林業
高橋 智	弁護士	法律実務
露崎 史朗	北海道大学大学院地球環境科学研究院特任教授	自然環境保全
本井 真弓	不動産鑑定士	不動産鑑定
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部教授	都市計画
森尾 薫	宅地建物取引士	土地取引
吉田 藍	農業（厚沢部町農業委員会委員）	農業

任期：令和7年（2025年）10月30日～令和10年（2028年）10月29日まで

国土利用計画法 【抜粋】

〔昭和四十九年六月二十五日
法律 第 九 十 二 号〕

(土地利用審査会)

第三十九条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

- 2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 土地利用審査会は、委員五人以上で組織する。
- 4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 6 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。
- 7 都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 8 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、議事に加わることができない。
- 9 土地利用審査会は、第十二条第六項、同条第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第二十四条第一項、第二十七条の三第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第一項、第二十七条の六第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項又は第三十一条第一項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求める、その意見を聴かなければならぬ。
- 10 第三項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に關する事項は、都道府県の条例で定める。

国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針について 【抜粋】

平成二十年十一月十日
国土利 第五十五号
改正令和七年四月一日

都道府県・指定都市 土地対策担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

今般、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号。以下「法」という。）の適切な運用に関する技術的助言として、別添のとおり「国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針」を策定したので通知する。

各地方公共団体におかれでは、今後の法制度の運用に当たって、参考としていただきたい。また、都道府県におかれでは、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本指針を周知いただくようお願いする。

別添 土国利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針

＜中 略＞

X 土地利用審査会の組織及び運営等について

土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、法第39条第3項から第9項までに定めるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定めることとされている。

1 委員の構成

審査会の委員の構成については、法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業等の分野を通じて、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断ができる者のうちから選任することにより、広く、各分野の意見が反映されるようにするべきである。

2 委員の任期

審査事務等の継続性の確保等を考慮し、適切な任期とするべきである。

3 委員の欠員等

委員に欠員を生じた場合には、可及的速やかに補充するべきであるが、欠員が生じている状態であっても土地利用審査会としての機能には特段の支障を及ぼさないものと考える。ただし、この場合においても、規制区域の指定等特に慎重な配慮を必要とする議案については、委員総数の過半数で決する等の措置を講ずるべきである。

4 議事の公開

土地利用審査会の議事については、法第20条第3項の規定に基づく口頭審理は公開により行うものとされている。その他の場合においては、議案により判断するべきである。

5 法第39条第8項に規定する「事件」について

法第39条第8項の「事件」とは、審査請求の裁決又は勧告に係る議案等を意味するものであり、規制区域の指定に係る確認等はこれに該当しないものである。

＜後 略＞

北海道土地利用審査会条例

(昭和49年10月23日条例第48号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、北海道土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人で組織する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第3条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条の規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認については、委員総数の過半数をもって決する。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道土地利用審査会運営規程

(昭和49年11月16日第1回北海道土地利用審査会決議)

(趣 旨)

第1条 この規程は、国土利用計画法及び北海道土地利用審査会条例に定めるもののほか、北海道土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 会議は、必要に応じ隨時開催するものとする。

(議事録及び議事署名委員)

第3条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過及び発言者の発言要旨

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長が出席した委員のなかから指名した2人の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(審査会の庶務)

第4条 審査会の庶務は、北海道総合政策部計画局土地水対策課においてつかさどる。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。